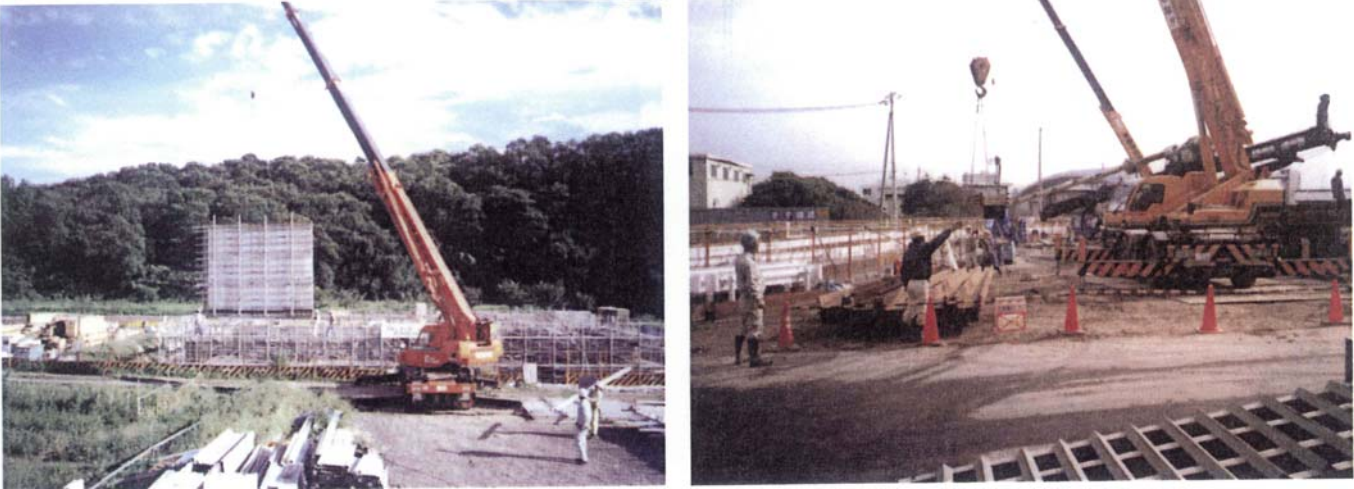


作業の種類	クレーン作業		シートNo.10
【標準作業】			
			
予想される災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 4 5 6 	<p>クレーン設置個所が軟弱地盤のため、作業中クレーンが転倒する。</p> <p>クレーン旋回範囲に作業員が立ち入り、クレーンと接触する。</p> <p>吊り荷が風にあおられて、人や物に当たる。</p> <p>巻き上げ用ワイヤロープが磨耗しており、切断し、吊り荷が落下して作業員に当たる。</p> <p>クレーン作業で、見込み運転をしたため、そばにいた作業員に吊り荷が当たり負傷する。</p> <p>架空電線付近で作業する場合、ブーム等が接触する。</p>	
防 止 対 策 (ポイント)	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 4-1 4-2 5 6 	<p>地耐力を確保するため、地盤改良、鉄板敷き等を行い、またアウトリガーは全張り出しする。</p> <p>クレーンの作業半径内立入禁止措置（バリケード等）を行う。</p> <p>作業は介しゃくロープを使用し、強風時は作業を中止する。</p> <p>クレーンは、始業点検、月例点検、自主検査を確実に実施し、定格荷重を超えるものは吊らない。</p> <p>吊り荷の下は立入禁止とする。</p> <p>見込み運転の禁止と作業は合図者の合図に従って行う。</p> <p>架空電線を防護し、監視人を配置する。</p>	
主な関係法令等	<p>●クレーン作業（建設用リフトを除く）</p> <p>安衛則 3 4 9 条（工作物の建設等の作業を行う場合の感電の防止）</p> <p>クレーン則 5 条～1 5 条【クレーン：製造及び設置】</p> <p>クレーン則 1 6 条～3 3 条【クレーン：使用及び就業】</p> <p>クレーン則 3 4 条～3 9 条【クレーン：定期自主検査等】</p> <p>クレーン則 4 0 条～4 3 条【クレーン：性能検査】</p> <p>クレーン則 4 4 条～5 2 条【クレーン：変更、休止、廃止等】</p> <p>●移動式クレーン</p> <p>安衛則 3 4 9 条（工作物の建設等の作業を行う場合の感電の防止）</p> <p>クレーン則 6 3 条～7 5 条の 2【移動式クレーン：使用及び就業】</p> <p>クレーン則 7 6 条～7 8 条【移動式クレーン：定期自主検査等】</p> <p>* 玉掛け作業（シートNo.9）参照</p>		